

天理市上下水道局告示第1号

公共下水道の供用（処理）を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

その関係図書は、令和4年3月7日より2週間、天理市上下水道局下水道課に備えておいて縦覧に供する。

令和4年3月7日

天理市上下水道事業の管理者  
天理市長 並河 健

記

- 1 供用（下水の処理）を開始する年月日

令和4年3月21日

- 2 供用（下水の処理）を開始する区域

《天理市》  
杣之内町元山口方

- 3 供用を開始する排水施設及び公共樹の位置

分 区	起 点	終 点
天理北第9処理分区	杣之内町元山口方 437 番7	杣之内町元山口方 438 番7

- 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別

「分流式」

- 5 下水の処理が開始される当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置

「大和郡山市額田部南町地内」

- 6 下水の処理が開始される当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の名称

「奈良県浄化センター」